昭和十九年十月　小笠原島引揚者更生ノタメ奥山組ヲ組織傘下ノ漁業人夫供給業ニ従事ス

昭和廿一年四月　小笠原島引揚漁業者ノタメ更生組合ヲ設立シ組合長ニ就任現在ニ至ル

昭和廿一年五月　硫黄島小笠原島引揚聯盟顧問委嘱現在ニ至ル

昭和廿二年五月　株式會社奥山組及小笠原水産株式會社取締役社長ニ選任現在ニ至ル

二、位勲功爵　ナシ

三、褒章條例ニ依ル褒賞ノ有無　ナシ

四、處刑ノ有無　ナシ

善光寺大本願外二十三團体へ褒状下賜の件

右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十三年二月二十四日

内閣総理大臣　片山　哲

内閣甲勲第二号

起案 昭和二十三年二月　日

閣議決定 昭和二十三年二月二十四日
上奏 昭和二十三年二月二十四日
裁可 昭和二十三年二月二十四日
施行 昭和二十三年二月二十六日
公布 昭和　年　月　日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

芦田國務大臣
三木國務大臣
水谷國務大臣
鈴木國務大臣

齋藤國務大臣
森戸國務大臣
栗栖國務大臣
竹田國務大臣

西尾國務大臣
木村國務大臣
米窪國務大臣
北村國務大臣

一松國務大臣
和田國務大臣
笹森國務大臣
波多野國務大臣

善光寺大本願

入大信榮合資会社
合資会社吉田館
丸興製絲株式会社
株式会社大垣共立銀行
天理教教会本部
日本競馬会
福井貿易株式会社
中井英治外弐拾五名
第一藥品工業株式会社
山之内製藥株式会社

株式会社廣貫堂
第一藥品株式会社
金剛化学工業株式会社
帝國化成株式会社
東亞製藥株式会社
帝國化学産業株式会社
帝國化学産業株式会社在職
富山藥学専門学校卒業生一同
中新藥業株式会社
荒川林産化学工業株式会社
國民製藥株式会社

殖産化学株式会社
昭和高壓工業株式会社
味乃素株式会社

公益のため私財を寄附し功績顕著につき褒章條例第二條により褒状を賜わる

昭和二十三年二月二十日

賞勲局総裁瀬古保次

内閣総理大臣片山 哲殿

別紙善光寺大本願外二十三團体褒賞の件を審査したところいずれも公益のため壱万円以上の私財を寄附し功績顕著なるもので褒章條例第二條に該当するから「褒章條例ニ関スル内規」第三條第四項により第一号褒状を賜

わるようにいたしたく上申します。
なお本件はいずれも昭和二十二年十一月一日前の寄附ですから昭和二十二年十二月二十七日決定した「褒章條例ニ関スル内規」第三條改正前の旧内規によつて取扱うものであります。

十一 復員	昭和十六年十二月	國庫へ	金壱万円	善光寺大本願	4655
厚生（十二復員）	昭和十七年一月	同右	同右	入大信榮合資会社	4656
〃	昭和十八年十一月	同右	同右	合資会社吉田館	4657
〃	昭和十七年一月	同右	同右	丸興製絲株式会社	4658
厚生	昭和二十年九月	大垣市戦災救護費として	金弐万円	株式会社大垣共立銀行	4659
〃	昭和二十一年三月	恩賜財團同胞援護会戦災援護資金として	金百万円	天理教教会本部	4660

	寄附年月	寄附目的	寄附物件	價格	位勲	氏名	
学生	昭和二十年十二月	恩賜財團同胞援護会戦災援護資金として	金参拾万円			日本競馬会	4661
〃	昭和二十一年一月	恩賜財團同胞援護会福井縣支部事業資金として	金参万円			福井貿易株式会社	4662
文部	昭和二十一年九月	富山薬学專門学校戦災復興資金として	金七万円			中井英治 外弐拾五名	4663
〃	昭和二十一年十一月	同右	同右			第一薬品工業株式会社	4664
〃	昭和二十一年十一月	同右	金五万円			山之内製薬株式会社	4665
〃	昭和二十一年	同右	同右			株式会社廣貫堂	4666
文部	昭和二十二年三月	同右	同右			第一薬品株式会社	4667
〃	同右	同右	同右			金剛化学工業株式会社	4668
〃	昭和二十一年十二月	同右	金弐万五千円			帝國化成株式会社	4669
〃	昭和二十一年九月	同右	金壱万円			東亞製薬株式会社	4670
〃	昭和二十一年十二月	同右	同右			帝國化学産業株式会社	4671
〃	同右	同右	同右			帝國化学産業株式会社在職富山薬学專門学校卒業生一同	4672

第一号褒状

寄附年月	寄附目的	寄附物件価格	位勲	氏名	
昭和二十一年十二月	富山薬学専門学校戦災復興資金として	金壱万円		中新薬業株式会社	4673
昭和二十二年二月	同右	同右		荒川林産化学工業株式会社	4674
昭和二十二年三月	同右	同右		國民製薬株式会社	4675
同右	同右	同右		殖産化学株式会社	4676
昭和二十年四月	長野縣上水内郡神郷村戦災復興資金として	同右		昭和高壓工業株式会社	4677
昭和二十一年九月	恩賜財団同胞援護会援護資金として	金[illegible]万円		味乃素株式会社	4678

總人國勳第一一號

昭和二十二年六月十六日

内閣官房長官　西尾末廣

賞勳局總裁　瀨古保次殿

申牒

左記の者は金員を寄附致しましたから褒章條例により相当行賞方の儀銓議願いたい。

記

善光寺　大本願

七人第四九號

昭和二一年五月三日

長野縣知事

内務（第一復員）大臣殿

寄附者行賞ノ儀具申

別表ノ通寄附致候條相當行賞ノ御詮議相成度此段及具申候也

寄附受領年月日	昭和一六、一二、一二
寄附目的	國庫ヘ
寄附金員又ハ物件	金 員一〇、〇〇〇円
價格	圓
單價	圓
(一)位勲功爵	ナシ
(二)現住所又ハ團体所在地	長野縣長野市元善町四八二
處刑ノ有無	ナシ
氏名又ハ團体名	善光寺大本願
備考	

長野県

一、金　壹萬圓也

右國防獻品ノ目的トシテ寄附仕度候間受領相成度候也

昭和十六年十二月十一日

現任所　長野縣長野市元善町四八二

職、位
勲、功、爵

善光寺大本願

陸軍省御中

右ハ原本ト相違無之候也

國防獻金出納官吏

昭和廿壹年五月廿壹日

第一復員省業務局扶助業務部　印

國防献金受領證

一金　壹萬圓也

但シ國防献品ヲ目的トスル寄附金

右受領候也

昭和十六年十二月十一日

陸軍大臣官房
國防献金出納官吏　陸軍主計大尉　吉田一郎㊞

善光寺大本願　殿

右ハ原本ト相違無之候也

昭和廿壹年五月卅壹日

國防献金出納官吏
第一復員省業務局扶助業務部㊞

内閣人發勲第七六號

昭和二十二年四月二十八日

内閣書記官長　林　讓治

賞勲局總裁　瀬古保次殿

申牒

左記の者は金員を寄附致しましたから褒章條例により相當行賞方の儀詮議願いたい。

記

入大信栄合資會社

人事部

人第八九號

昭和二十二年四月一日

長野縣知事

復員廳第二復員局長殿

寄附者行賞具申について

別紙の通り寄附があつたので相當行賞の御審議を願いたい。

（東京八紘社刷）

寄附受領年月日	昭和一七、一六
寄附目的	國庫[illegible]へ
寄附金員又ハ物件	金　圓一〇、〇〇〇　〇〇
價格	圓
單價	圓
(一)位勲功爵 (二)現住所又ハ團体所在地	(一) (二)長野縣岡谷市
氏名又ハ團体名	入大信榮合資會社
處刑ノ有無	
備考	

國防獻金寄附申出書

一金壹萬円也

右國防充實ノ主意ニ依リ寄附仕度候也

昭和一七年一月八日

長野縣岡谷市
入大信榮合資會社

海軍大臣殿

右謄本也 昭和二十二年四月十日
第二復員局國防獻金出納官吏 復員事務官
山内伸穂

國防獻金受領票

寫

第　　號

内譯第　　號

入大信業合資會社殿寄附

金

壹萬円也

右國防充實ノ主意ヲ以テ寄附相成受領候也

昭和一七年一月六日

海軍省經理局國防獻金出納官吏

海軍主計少佐　山内伸穂

右謄本也

昭和二十二年四月十日

第二復員局國防献金出納官吏

復員事務官　山内伸穂

交信榮合資會社定款

第壹條　當會社ハ交信榮合資會社ト稱ス

第貳條　當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

（壹）生繭及乾繭ノ買入並ニ賣却

（貳）生糸並ニ製絲副産品ノ賣買

（参）所有乾繭ヲ製絲所ニ委託シテ賃挽セシムル行為

（四）前記参項ヲ行フニ必要ナル一切ノ附帯事業

（五）債務ノ保証

第参條　當會社ハ本店ヲ長野縣岡谷市五千四百七拾四番地ニ置ク

第四條　當會社ノ資本ハ金壹萬圓トス

第五條　當会社社員ノ氏名住所及其ノ出資ノ種類價

格並ニ責任ノ種類左ノ如シ

長野縣岡谷市四千四百拾九番地

金五千圓　無限責任　林　将英

一長野縣岡谷市参千参百七拾壱番地

金貳千圓　有限責任　茅野　和

長野縣岡谷市参千参百七拾壱番地

金貳千圓　有限責任　若林保治

長野縣東筑摩郡坂北村貳千四百七拾五番地

金五百圓　有限責任　宮下作平

長野縣東筑摩郡今井村貳千六百九番地

金五百圓　有限責任　清水要一

第六條　前條ノ出資金ハ本定款作成ノ日ニ於テ現金ヲ以テ一時ニ拂込ム事ヲ要ス

長野55九加

第七條　當會社ハ第貳條ノ事業ヲ営ムニ必要ナル資金ノ借入ヲナス事ヲ得

第八條　當會社ノ存立時期ハ會社設立ノ日ヨリ満貳拾ケ年トス

第九條　當會社ハ左ノ印章ヲ使用ス

信栄
合資
會社

壹寸角

第拾條　無限責任社員ヲ代表社員トス

国立公文書館 National Archives of Japan

第拾壱條　代表社員ハ會社ヲ代表シ社務ヲ執行ス
第拾弐條　當會社ノ事業年度ハ毎年四月壱日ヨリ翌年参月
参拾壱日迄トシ業務執行社員ハ翌四月中ニ營業
報告書損益計算書財産目録及貸借對照表利
益金處分案ヲ作成シ社員總會ノ承認ヲ求ムル
モノトス
第拾参條　當會社社員死亡シタルトキハ其家督相續人ハ直チニ
其權利義務ヲ繼承シテ社員トナル
但シ相續人ガ其繼承ヲ欲セザルトキハ此限リニアラズ
第拾四條　當會社ノ社員ニシテ脱退セントスルトキハ其持分ヲ
會社ニ贈與スルモノトス
第拾五條　當会社ガ其所有繭ヲ他ノ製絲業者ニ委託

長野55丸加

賃挽ヲナサシメントスルトキハ公正證書ヲ以テ賃挽契
約ヲ締結スルモノトス
第拾六條　當會社ノ定款ハ總社員ノ同意ニヨリ変更スルコトヲ
得

右定款作成候也

昭和拾壱年六月参日

長野縣岡谷市四千四百拾九番地
無限責任社員　林　将英

長野縣岡谷市参千参百七拾壱番地
有限責任社員　茅野　和

長野縣岡谷市参千参百七拾壱番地
有限責任社員　若林　保治

長野縣東筑摩郡坂北村貳千四百七拾五番地
有限責任社員　宮下作平
長野縣東筑摩郡今井村貳千六百九番地
有限責任社員　清水要一

長野55丸加

[illegible]

昭和二十二年四月十八日

內閣書記官長　林　讓治

賞勲局總裁　瀨古保次殿

左記の者は金員を寄附致しましたから褒章條例により相當行賞方の儀詮議願いたい。

記

合資會社吉田館
丸興製絲株式會社

人事部

人第八八號

昭和二十二年四月一日

長野縣知事

復員廳第二復員局長　殿

寄附者行賞具申について

別紙の通り寄附があつたので相當行賞の御審議を願いたい。

寄附受領年月日	昭和二二、四
寄附目的	國庫へ
寄附金員又ハ物件	金 圓
價格	一〇〇〇〇〇〇 圓
單價	圓
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團体所在地	(一) (二)長野縣岡谷市
處刑ノ有無	
氏名又ハ團体名	合資會社吉田館
備考	

寫

國防獻金寄附申出書

一金壹萬円也

右國防充實ノ主意ニ依リ寄附仕度候也

昭和十八年十一月四日

長野縣岡谷市
合資會社 吉田館

海軍大臣殿

右領本也 昭和二十二年四月七日
第二復員局國防献金出納官吏 復員事務官 山内伸穗

國防獻金受領票

第　　號

内譯第　　號

合資會社吉田館殿寄附

金壹萬円也

右國防充實ノ主意ヲ以テ寄附相成受領候也

昭和十八年十一月四日

海軍省經理局國防獻金出納官吏

海軍主計少佐　山内伸穗

第二復員局國防献金出納官吏

復員事務官　山内伸穗

右謄本也

昭和二十二年四月七日

合資會社吉出館定款

第一章　總則

第一條　當會社ハ合資組織ニシテ合資會社吉出館ト稱ス

第二條　當會社ハ生絲製造販賣ヲ以テ目的トス

第三條　當會社ハ長野縣岡谷市小口區六千五百六拾參番地ニ設置ス

第四條　當會社ハ存續時期設立ノ時ヨリ向滿四拾五ヶ年トス

第五條　當會社ハ此定款ノ外社員相互ノ內規ハ總會ニ於テ之ヲ定ム社務鑑理ニ關シテハ業務施行細則ヲ設ク重役會議ニ於テ之ヲ定ム

第二章　資本

第六條　當會社ノ資本金額ヲ金參拾五萬圓トシ其出資額及社員ノ責任住所氏名左ノ如シ

長野縣岡谷市小口區六千五百六拾六番地

一金拾四萬圓　無限責任　吉出泉

長野縣岡谷市小口區六千五百六拾七番地
一、金八萬七千五百圓　無限責任　吉出澄緻
長野縣岡谷市小口區六千五百六拾四番地ノ一
一、金八萬七千五百圓　有限責任　吉出秀大
長野縣岡谷市小口區六千五百五拾參番地
一、金參萬五千圓　有限責任　吉出國三

第七條　當會社ノ出資額ハ設立ノ際現金ヲ以テ拂込モノトス
其責務ニ背キ會社ニ損害ヲ生ゼシメタル時ハ之ヲ賠償スル
事ヲ要ス

第三章　會社內ノ關係

第八條　各社員ハ會社ニ對シ正整ナル商人ノ自己ノ事務ニ於テ爲ス
ト同ジキ注意ヲ爲ス事ヲ要ス
其責務ニ背キ會社ニ損害ヲ生ゼシメタル時ハ之ヲ賠償スル
事ヲ要ス

第九條　無限責任社員ハ會社ノ營業ニ關スル商行爲ヲ爲シ又ハ同種
ス

第十條　社員ハ其ノ持分ヲ社員外ノ人ニ讓渡スル事ヲ得ス
但シ社員一同ノ承諾アル時ハ社員間ニ於テ其持分ヲ讓渡ス
ル事ヲ得

第十一條　新ニ入社スル社員ハ責任ノ有無ニ從ヒ舊社員ト同一ノ權
利ヲ有シ義務ヲ負フ

第十二條　業務執行社員ヘハ報酬ヲ附與スルモノトス
其ノ員數ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四章　役員及權限

第十三條　當會社ニ左ノ役員ヲ置ク
代表者　壹名
理事　貳名
但シ代表者ノ任期ハ無期トシ理事ノ任期ハ參年トシ總會ニ
於テ之ヲ選任ス

第十四條　代表者ハ會社内外一切ノ業務ヲ代表ス而シテ社員ニ對シ
相當ノ事務分擔ヲ命スル事ヲ得

第十五條　代表者ハ業務執行上必要ノ場合ニハ總會ヲ開キ決議ヲ經
テ借入金ヲナス事ヲ得

第十六條　理事ハ代表者ヲ補佐シ業務ヲ分擔處理ス可キモノトス

第十七條　使用人ノ職務給料解雇等ハ代表者理事協議ノ上之ヲ定ム

第五章　會議

第十八條　定時總會ハ事業年度ノ終リニ於テ毎年之ヲ開キ左ノ事項
ヲ決議ス
財産目録、貸借對照表、損益計算書、積立金利益ノ配當損
失ニヨリ資本金額ノ減少ヲ來シタル時其方法

第十九條　臨時會ハ必要ノ場合ニ於テ代表者之ヲ招集ス

第二十條　社員四分ノ一以上請求アリタル場合ニハ代表者ハ臨時總
會ヲ招集ス

第二十一條　社員ノ議決權ハ各自平等ス

第二十二條　社員中會議ニ出席スル能ハサル時ハ他ノ社員ニ委任シ議決
權ヲ行フ事ヲ得ルモノトス

第六章　印章

第二十三條　當會社ニ左ノ印章ヲ備ヘ代表者之ヲ保管ス
一、社印　壹個
一、代表者印

第七章　計算

第二十四條　當會社ノ事業年度ハ其年參月ヨリ翌年貳月迄トス

第二十五條　利益ノ分配損失ノ塡補ハ社員ノ出資額ニ應ス

第八章　社員ノ入社退社除名

第二十六條　當會社ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非ラザレバ入社シ又ハ退
社スル事ヲ得ス
但シ財産ノ出資ヲ目的トスル無限責任社員死亡ノ場合ハ其
ノ相續人ハ承繼入社スルコトヲ得

第二十七條　當會社存續期間滿了前ニ退社ナス者ノ出資額ハ會社解散

迄拂戻サザルモノトス而シテ除名セラレタル者ノ出資額ハ
會社ニ於テ沒收スルモノトス

第二十八條　社員ノ除名ハ左ノ場合ニヨリ他ノ社員ノ一致ヲ以テ之ヲ
爲スコトヲ要ス

第八條及第貳項第九條ノ規定ニ違反シタル時ハ代表者ガ會
社ノ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルニ當リ會社ニ對シ不
正ノ行爲ヲナシタル時

損失ノ場合出資額ノ補塡ヲナサザル時

有限責任社員ガ業務ノ執行ニ干與シタル時

社員ガ重要ナル義務ヲ　サザル時

第九章　會社ノ解散及清算

第二十九條　當會社ハ左ノ事由ニ依リ解散ス

一存續時期ノ滿了

一總社員同意

第三十條　會社解散ノ場合ニハ代表者清算人トナル

第三十一條　會社解散ノ際現存スル財産ノ分配ハ各社員ノ出資額ニ準
スルモノトス

右ハ合資會社吉出商會設立ノ爲メ商法第百五條第百六條第四拾九條五
拾條ノ規定ニ依リ此定款ヲ作リ各社員左ニ記名捺印ス

合資會社吉出商

代表者　吉出滋藏

社員　吉出泉

社員　吉出秀夫

社員　吉出四三

明治四拾四年貳月五日

人事部

人第九二號

昭和二十二年四月一日

長野縣知事

復員廳第二復員局長　殿

寄附者行賞具申について

別紙の通り寄附があつたので相當行賞の御審議を願いたい。

（東京人絵計特）

寄附受領年月日	昭和一七、一一、一五
寄附目的	國庫[illegible]へ
寄附金員又ハ物件	金　圓　一〇、〇〇〇〇〇
價格	圓
單價	圓
一位勳功爵 二現住所又ハ團体所在地	(一) (二)長野縣岡谷市
氏名又ハ團体名	丸興製絲株式會社
處刑ノ有無	
備考	本件については當役場に調査を依頼したが役場を経由しないため関係書類整備出来ないから追而添附する

國防獻金寄附申出書

一金壱萬円也

右國防充實ノ主意ニ依リ寄附仕度候也

昭和一七年一月一五日

長野縣岡谷市

丸興製絲株式會社

海軍大臣殿

右謄本也 昭和二十二年四月七日

第二復員局國防獻金出納官吏 復員事務官

山内伸穗

國防献金受領票

第　　號	内譯第　　號

丸興製衣株式會社　殿寄附

寫

金壹萬円也

右國防充實ノ主意ヲ以テ寄附相成受領候也

昭和一七年一月一五日

海軍省經理局國防献金出納官吏

海軍主計少佐　山内伸穂

右謄本也

昭和二十二年四月一七日

第二復員局國防献金出納官吏　復員事務官　山内伸穂

丸興製絲株式會社定款

（昭和十七年二月十五日改正）

第一章 總則

第一條 當會社ハ丸興製絲株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、生絲ノ製造販賣

二、絲織短纖維ノ製造販賣

三、蠶種ノ製造販賣及肥料ノ販賣

四、前各號ニ附帶スル一切ノ事業

五、前各號ノ事業ニツキ他人トノ共同企業又ハ投資

第三條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ必要ナル地ニ事務所、工場又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第四條 當會社ノ資本總額ハ金百貳拾五萬圓トス

第五條 當會社ノ存立時期ハ會社設立ノ日ヨリ滿貳拾ケ年トス 但株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得

第六條 當會社ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ之ヲ六萬貳千五百株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金貳拾圓トス

第八條 株券ハ總テ記名式トシ壹株券、拾株券、五拾株券ノ參種トス

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ起算シ拂込ヲ爲シタル當日迄金百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ遲怠利息ヲ支拂フモノトス

第十條 株式ハ會社ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

券ノ裏書ニヨル株式ノ讓渡ハ之ヲ禁止ス

第十一條 株式ヲ取得シ又ハ株主氏名ヲ變更シタルカ爲メ名義書換ヲ請求スルトキハ當會社所定ノ株式名義書換請求書ニ株券ヲ添ヘテ當會社ニ差出シ株主名簿ニ登錄ヲ請ヒ其株券ニ證印ヲ受クルコトヲ要ス 但相續遺贈又ハ法律上ノ規定ニ依ル株式取得ノ場合ニハ其事實ヲ證スルニ足ル書面ヲ添附スヘシ

第十二條 質權ノ設定移轉ノ表示若クハ其抹消ヲ請求スル場合ニハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添ヘテ當會社ニ差出スコトヲ要ス

第十三條 株券ヲ毀損シタルトキ又ハ株券分合ノ爲メ株券ノ交換ヲ請求スル場合ニハ其事由ヲ記シタル請求書ニ舊株券ヲ添ヘテ差出スコトヲ要ス

第十四條 株券ヲ喪失シタルニ因リ新株券ノ交付ヲ請求スル場合ニハ當會社ノ所定ノ請求書ニ除權判決ノ謄本ヲ添附シ之ヲ請求スルコトヲ要ス

第十五條 株式ノ名義書換及質權ノ設定移轉ノ登錄又ハ抹消ヲ請求スル場合ニハ一通ニ付金拾錢新タニ株券ヲ交付スル場合ニハ其株券一通ニ付金參拾錢ノ手數料ヲ徵ス

第十六條 當會社ハ每決算期日ノ翌日ヨリ定時總會終了ノ日迄株式ノ名義書換、質權ノ設定移轉ノ登錄又ハ其ノ抹消ヲ停止ス

第十七條 株主又ハ法定代理人ハ住所氏名ヲ記載シタル印鑑ヲ屆出スヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三章 株主總會

第十八條 總會ハ東京市又ハ岡谷市ニ於テ之ヲ招集ス

第十九條 定時總會ハ每年四月及十月之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル每ニ之ヲ招集ス

第二十條　總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長事故アルトキハ專務取締役又ハ常務取締役之ニ代ル　但監査役ノ招集又ハ株主ノ請求ニ依リテ招集シタル總會ニ於テハ監査役ヲ以テ議長トシ又ハ株主中ヨリ議長ヲ選擧スルコトヲ得

第二十一條　總會ノ議事可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル　但法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限リニアラス

第二十二條　株主カ其議決權ヲ代理セシムルハ當會社ノ株主又ハ同居ノ家族ニ限ル

第二十三條　總會ノ議事錄ニハ議事ノ經過ノ要領及其結果ヲ記載シ出席ノ議長並ニ取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第四章　役　員

第二十四條　當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

一、取締役　拾貳名以内

一、監査役　五　名以内

第二十五條　取締役ハ百株以上監査役ハ五拾株以上ヲ有スル株主タルコトヲ要ス

第二十六條　取締役ハ其所有スル百株ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス　但其株券ニ對スル預リ證ニハ融通ヲ禁スル旨ヲ明記スルコトヲ要ス

第二十七條　取締役ハ取締役會ノ承認ヲ得タルトキハ他ノ會社又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル會社ノ無限責任社員若クハ取締役ト爲ルコトヲ得

第二十八條　取締役ノ任期ハ參ケ年監査役ノ任期ハ貳ケ年トス　但任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終決ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

第二十九條　役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選擧ヲ行フ　但法定ノ株人員ニ缺クルコトナキトキハ改選期迄之ヲ行ハサルコトヲ得
補缺又ハ增員ニ依リテ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者又ハ現任者ノ殘存期間トス

第三十條　取締役ハ互選ヲ以テ社長一名ヲ定ムルコトヲ要ス事務ノ都合ニヨリ專務取締役一名及常務取締役若干名ヲ定ムルコトヲ得

第三十一條　社長ハ當會社ヲ統轄シ業務ヲ執行ス
專務取締役ハ社長ヲ輔佐シ社長故障アルトキ之ニ代ル　常務取締役ハ社長專務取締役ト共ニ業務ヲ執行ス社長及專務取締役ハ當會社ヲ代表ス

第三十二條　取締役會ノ決議ヲ以テ若干名ノ顧問及相談役ヲ推薦スルコトヲ得

第三十三條　支配人ノ選任及解任其他重要ナル事項ヲ決スルハ取締役過半數ノ同意アルコトヲ要ス

第五章　計　算

第三十四條　當會社ノ決算ハ毎年三月三十一日及九月三十日ノ兩度トス

第三十五條　當會社ノ利益金ハ毎期左ノ如ク之ヲ處分ス

一、法定準備金　壹百分ノ五以上

二、株主配當金　若　干

三、役員賞與金　若　干

四、後期繰越金　前各號ノ金額ヲ引去リタル殘額

前各項ノ外株主總會ノ決議ヲ以テ必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十六條　株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主及登錄質權者ニ配當スルモノトス

以　上

褒第ノ七四號

昭和二十二年十月八日

厚生大臣一松定吉

賞勳局總裁　瀬古保次　殿

申牒

岐阜縣知事ヨリ寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

二十二人第五號

寄附者賞與方上申

岐阜縣大垣市郭町二丁目

株式會社大垣共立銀行

右者大垣市戰災救護費として金貳萬圓を寄附し功績顯著なりと認められますから褒章條例に依り相當賞與相成りますやう上申致します

昭和二十二年一月十四日

岐阜縣知事 桃井直美

厚生大臣 河合良成 殿

岐阜縣

發賞第ノメ8號

昭和二十二年十一月八日

厚生大臣 一松定吉

賞勳局總裁 濱古根次 殿

中 樣

岐阜縣知事ヨリ寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

寄附取調表　岐阜縣

氏名又ハ團体名	(一)位勲功爵 (二)現住所又ハ團体所在地	處刑ノ有無	單價	價格	寄附金員又ハ物件	寄附目的	寄附受領年月日	備考
株式會社大垣共立銀行	(一) 無し (二) 岐阜縣大垣市郭町二丁目	無し	円	貳〇〇〇〇〇〇円	金員	大垣市戰災救護費として	昭和二十年九月二十一日	

寄附願書謄本

寄附願

一、金貳萬圓也

右ハ金額貴市戦災救護費ノ内ヘ寄附致度候

條御採納相成度此段御願候也

昭和二十年九（八）月二十（十六）日

大垣市郭町二丁目

株式會社大垣共立銀行

取締役社長　土屋義雄

大垣市長東島卯八殿

右ノ通ニ候也

昭和二十一年九月三十日

大垣市長　安藤又三郎

寄附金採納議決書寫

参議第一號

寄附金採納ノ件

一、金貳萬圓也　株式會社大垣共立銀行寄附

但戰災寄附金

右別紙ノ通リ寄附申出ニ付之ヲ採納スルモノトス

昭和二十年八月十六日提出同日議決

大垣市長　東島卯八

右原本ニ依リ謄寫ス

昭和三十一年十月三十日

大垣市長　安藤又三郎

昭和二十年度　歳　寄附金　項　寄附金　目　戦災寄附金

領　収　證

一金貳萬圓也

但戦災寄附金

株式會社大垣共立銀行

右領収ス

大垣市金庫

大垣市収入役大飼精市殿

大垣市金庫 20.9.21 領収印 1号

昭和三十一年九月三十日作成

大垣市長　安藤又三郎

昭和二十年一月一日改正

第壹章 總則

第一條 當銀行ハ株式會社大垣共立銀行ト稱ス

第二條 當銀行ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、普通銀行業務

一、貯蓄銀行業務

一、前各號ニ附隨セル業務

第三條 當銀行ハ本店ヲ大垣市ニ置キ支店ヲ左ノ各地ニ設置ス

但シ必要ニ應ジ出張所又ハ代理店ヲ便宜ノ地ニ置クコトヲ得

岐阜縣大垣市 支店二箇所

同 縣岐阜市 支店一箇所

同 縣揖斐郡揖斐町 支店一箇所

同 縣養老郡高田町 支店一箇所

同 縣不破郡垂井町 支店一箇所

同 縣揖斐郡池田村 支店一箇所
同 縣安八郡墨俣町 支店一箇所
同 縣不破郡関ヶ原町 支店一箇所
同 縣海津郡高須町 支店一箇所
同 縣安八郡神戸町 支店一箇所
同 縣羽島郡竹ヶ鼻町 支店一箇所
同 縣揖斐郡大野町 支店一箇所
同 縣海津郡今尾町 支店一箇所
同 縣本巣郡船木村 支店一箇所
同 縣本巣郡北方町 支店一箇所
同 縣本巣郡穂積村 支店一箇所
愛知縣名古屋市 支店一箇所
同 縣春日井市 支店三箇所
同 縣東春日井郡高蔵寺町 支店一箇所
三重縣桑名市 支店一箇所
三重縣桑名郡七取村 支店一箇所
滋賀縣長浜市 支店一箇所
岐阜縣加茂郡太田町 支店一箇所
同 縣加茂郡川邊町 支店一箇所
同 縣稲葉郡那加町 支店一箇所
同 縣不破郡赤坂町 支店一箇所

第四條 當銀行存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ満六拾箇年トス

第五條 當銀行ノ公告ハ岐阜合同新聞ニ掲載ス

第貳章 株式

第六條 當銀行ノ資本金ハ金五百五拾萬圓トシ之ヲ拾壹萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

第七條 當銀行ノ株券ハ總テ記名式トシ一株券、五株券、拾株券、五拾株券ノ四種トス

第八條 當銀行ノ新株式第二回以後ノ拂込金額、期日方法等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支拂フヘシ

第十條　當銀行ノ株式ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第十一條　讓渡ニヨリ當銀行株式ヲ取得シ名義書換ヲ爲サントスルモノハ當銀行所定ノ書式ニヨリ登録ヲ請求スヘシ
相續、遺贈其ノ他法律上ノ原因ニヨリ株式ヲ取得シタルモノハ其ノ取得ノ原因ヲ證スル書類ヲ添付スルヲ要ス

第十二條　當銀行ノ株式ニ対シ質權設定、移轉登録若ハ其ノ抹消又ハ信託ノ表示若ハ其ノ抹消ヲ請求セントスルモノハ當銀行所定ノ請求書ニ其ノ株券ヲ添ヘテ提出スヘシ　但シ株主カ質權ノ抹消ヲ請求スル場合ハ質權消滅ノ事實ヲ證スヘキ書類ヲ添付スヘシ

第十三條　株券ノ喪失ニ因リ新ニ株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ當銀行所定ノ請求書式ニ除權判決ノ謄本ヲ添ヘ提出スヘシ

第十四條　[illegible]銀行所定ノ書式ニヨリ其ノ株券ヲ提出シテ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條　株式の名義書換、質權設定並ニ移轉、登録若ハ其ノ抹消、信託ノ表示若ハ其ノ抹消ノ場合ハ株券一通ニ付金拾銭、株券ノ交付ハ一通ニ付金五拾銭ノ手数料ヲ徴收シ新株券ノ交付ハ一通ニ付金五拾銭ノ手数料ヲ徴收ス

第十六條　株主、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ當銀行所定ノ様式ニ依リ其ノ住所及印鑑ヲ届出ツヘシ　其ノ変更アリタルトキ亦同シ
外國ニ居住スル株主ハ日本帝國内ニ於テ通知ヲ受クヘキ場所又ハ代理人ヲ定メ之ヲ届出ツルニアラサレハ當銀行ハ其ノ株主ニ對スル通知ノ責ニ任セス

第十七條　株式ノ名義書換、質權設定並ニ移轉ノ登録又ハ其ノ抹消、信託ノ表示又ハ其ノ抹消ハ定時及臨時株主總会前相

當ノ期間ヲ定メ公告ノ上之ヲ停止スルコトヲ得

第參章 株主總會

第十八條 定時株主總會ハ毎年四月及十月之ヲ招集シ臨時株主總會ハ必要アル毎ニ之ヲ招集ス

第十九條 株主ノ決議權ハ一株ニ付一箇トス 株主ハ代理人ヲ以テ其ノ決議權ヲ行フコトヲ得 但シ其ノ代理人ハ當銀行ノ株主タルコトヲ要ス

第二十條 株主總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席シタル株主ノ決議權ノ過半數ヲ以テ之ヲ為ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十一條 株主總會ノ議長ハ取締役社長之ニ任ス取締役社長事故アルトキハ専務取締役、常務取締役又ハ他ノ取締役之ニ代ル

第二十二條 株主總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作リ之ニ議事ノ経過ヲ記載シ議長出席シタル取締役並ニ監査役署名

第四章 役員

第二十三條 當銀行ハ取締役十名以内監査役五名以内ヲ株主總會ニ於テ選任ス

第二十四條 取締役ノ任期ハ就任後第六回監査役ノ任期ハ就任後第四回ノ定時株主總會終結ノ時ヲ以テ終了ス

補缺又ハ増員ニヨリ選任セラレタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ現任者ノ殘任期ト同一トス

第二十五條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定數ヲ缺クコトナク且業務ノ執行ニ差支ヘサル限リハ補缺選擧ヲ為ササルコトヲ得

第二十六條 取締役ハ互選ヲ以テ會長一名、社長一名、専務取締役及常務取締役若干名ヲ定ムルコトヲ得

取締役社長、専務取締役及常務取締役ハ各自當行ヲ代表ス

国立公文書館
National Archives of Japan

第二十七條　當銀行ノ業務ノ方針其ノ他重要ナル事項ハ取締役會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第二十八條　取締役社長ハ一切ノ業務ヲ統轄ス
專務取締役及常務取締役ハ取締役社長ヲ補佐シ日常ノ業務ヲ執行ス

第二十九條　取締役ハ取締役會ノ承認ヲ得タルトキハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルコトヲ得

第三十條　監査役ハ時宜ニヨリ互選ヲ以テ常務監査役一名ヲ定ムルコトヲ得

第三十一條　取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條　當銀行ノ營業上其ノ他重要事項ニ付指導ヲ受クル為取締役會ノ決議ヲ以テ監督顧問協議役ヲ囑託スルコトヲ得

第三十三條　當銀行ノ營業科目左ノ如シ
一、預金ノ受入及金錢ノ貸付
二、手形ノ割引
三、為替取引
前各號ノ外營業ノ都合ニ依リ左ノ業務ヲ營ムモノトス
一、貯蓄銀行業務
二、保護預リ及保證
三、有價證券及地金銀ノ賣買
四、金錢出納ノ代理事務
五、代金取立
六、其他銀行營業ニ附隨スル業務

第三十四條　當銀行ハ前條ノ外左記各號ノ物件及權利ヲ取得シ又ハ處分スルコトヲ得
一、營業上必要ナル地所、家屋、什器及其ノ他ノ權利

二、債務辨濟ノ爲引渡サレタル動産及不動産其ノ他ノ權利

三、質又ハ抵當ニシテ競賣トナリタル動産、不動産及其ノ他ノ權利

第六章　計算

第三十五條　當銀行ノ決算ハ毎年三月三十一日及九月三十日ノ両度トス

第三十六條　當行ノ損益計算ハ毎期總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ利益金ヨリ前期繰越金及諸準備積立金戻入額ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トス

毎期利益金ハ之ヲ左ノ通リ處分スルモノトス

一、法定準備金　純益金ノ十分ノ一以上

二、役員賞與金　純益金ノ十分ノ一以下

三、株主配當金　前各號ヲ控除シタル殘額ヲ以テ之ニ充當ス

但シ都合ニ依リ別段積立金其ノ他ノ積立金ヲ爲シ又ハ

第三十七條　株主配當金ハ毎決算期末最終ノ株主ニ之ヲ配當ス

第三十八條　株主配當金ハ其ノ決議ヲ爲シタル株主總會終了ノ日ヨリ五ケ年ヲ経過シタルトキハ株主ニ於テ請求權ヲ失フモノトス

附　則

會社等臨時措置法施行中ニ於ケル特例ハ左ノ規定ニ依ルモノトス

一、左ノ事項ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依ラズ取締役會ノ決議ニ依リ之ヲ爲ス

(一) 支店ノ新設、廢止、又ハ移轉ニ依ル支店所在地ニ關スル定款ノ變更

(二) 資本ノ二十分ノ一ヲ超エザル對價ヲ以テスル營業ノ一部ノ讓渡

(三) 資本ノ二十分ノ一ヲ超エザル對價ヲ以テスル他ノ會社ノ營業全部ノ讓渡

(四) 取締役又ハ監査役ガ受クベキ報酬ノ決定

二、銀行法第十八條第二項ノ公告ハ公告ニ關スル定款ノ規定ニ拘ラズ新聞紙ニ依ラサルコトヲ得

国立公文書館 National Archives of Japan

右ノ通リニ候也

昭和二十一年九月三十日

大垣市長　安藤又三郎

褒第三七七號

昭和二十二年十一月二十一日

厚生大臣　一松定吉

賞勲局総裁　瀬古保次殿

申牒

東京都知事ヨリ寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相

成度

右ノ通リニ候也

別紙東京都知事上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

東京都　寄附者行賞ノ件

申牒

賞勲局總裁　瀨古保次　殿

厚生大臣　一松定吉

昭和二十二年十二月二十日

褒第三メメ號

第五二號

昭和二十二年十一月十四日

東京都知事　安井誠一郎

厚生大臣　一松定吉殿

寄附者表彰について上申

左記の團体から寄附があつたので、相當表彰方上申致します。

記

天理教教會本部

厚生省 秘書課 褒第377號 昭和23.11.15

東京府

寄附取調表

東京都

寄附受領年月日	昭和二十一年三月十五日
寄附目的	恩賜財團同胞援護会戰災援護資金として
寄附金員又ハ物件	金員壹〇〇、〇〇〇.〇〇
價格	
單價	
位勳功爵本籍又ハ所在地	奈良縣山邊郡丹波市町大字三島二七一
氏名又ハ團體名	天理敎敎會本部
現住所	
處刑ノ有無	
備考	

寄附受取調書　東京都

項目	記載
寄附受領年月日	昭和二十一年三月二十日
寄附目的	恩賜財團同胞援護會戰災援護資金として
寄附金員又ハ物件	金員
價格・單價	壹〇〇〇〇〇〇
寄附者ノ本籍又ハ所在地	奈良縣山邊郡丹波市町大字三島二七一
氏名又ハ團體名	天理教教會本部
現住所	
過料ノ有無	
備考	

一、金壹百萬圓也

但戰災援護資金

右寄附申込候也

昭和二十一年三月十五日

御住所　奈良縣山邊郡丹波市町大字三島二七一番地

芳名　天理教教會本部

恩賜財團戰災援護會會長　殿

右寄附を相違ないことを證明する

昭和二十一年十月十二日

恩賜財團同胞援護会　會計課長　宮澤政行

領收書

一、金壹百萬圓也

　但戰災援護寄附金

右正ニ領收候也

昭和二十二年三月十五日

恩賜財團戰災援護會

理事長　池田秀雄

天理教教會本部　殿

右原本と相違ないことを證明する

昭和二十二年十月十三日

財團法人同胞援護會會計課長　宮澤政行

褒第三七八號

昭和二十二年十二月二十一日

厚生大臣 一松定吉

賞勳局總裁 瀨古保次殿

申牒

東京都知事ヨリ寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

領收書

一、金壹百萬圓也

但國際災害救濟寄附金

右正ニ領收候也

昭和二十二年三月十五日

住所 奈良縣山邊郡丹波市町大字三島二七一番地

財團法人國際災害救濟會 理事長 池田[illegible]

天理教教會本部 殿

成度

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相

東京都知事 寄附者行賞ノ件

中 様

賞勲局總裁 瀬古保次 殿

厚生大臣 一松定吉

昭和二十二年十二月三十一日

褒第三七八號

文總人秘発 甲第五二號

昭和二十二年十一月十四日

東京都知事 安井誠一郎

厚生大臣 一松定吉殿

寄附者表彰について上申

左記の団体から寄附があつたので、相當表彰方上申致します。

記

日本競馬會

厚生省 褒第378 昭和 22.11.15

東京府

寄附取調表

東京都

項目	記載
寄附受領年月日	昭和二十一年十二月二十四日
寄附目的	恩賜財團同胞援護會戰災援護資金[redacted]として
寄附金員又ハ物件	金員
價格	參〇〇〇〇〇
單價	
位勳功爵本籍又ハ所在地	東京都港區芝新櫻田町二一
氏名又ハ團體名	日本競馬會
現住所	
處刑ノ有無	
備考	寄附団体申込当時の住所相異せるはその後移轉せしものなり

東京府

一、金参拾萬圓也

　　但同胞援護資金

右寄附申込候也

昭和二十一年十二月二十四日

　　御住所　東京都世田谷區玉川用賀町三丁目一番地

　　芳名　日本競馬會

恩賜財團同胞援護會會長　殿

右寄附として[illegible]受領する

昭和二十二年十月十二日

恩賜財團同胞援護會會計課長　宮澤政行

一、金參拾萬圓也

但同胞援護資金

右寄附申込候也

昭和二十一年十二月二十四日

住所 東京都世田谷區玉川用賀町三丁目一番地

寄附者 名 日本競馬會

財團恩賜同胞援護會會長 殿

東京都港區芝新橋四丁目二一 日本競馬會

昭和二十二年十月十日

右寄附金を受領したことを證明する

恩賜財團同胞援護會會計課長 宮澤政行

領收書

一、金參拾萬圓也

但同胞援護寄附金

右正ニ領收候也

昭和二十一年十二月二十四日

恩賜財團同胞援護會

理事長 館哲二

日本競馬會 殿

右寄付金を受領したことを證明する

昭和二十二年十月十日

恩賜財團同胞援護會會計課長 宮澤政行

褒第二五四號

昭和二三年十月八日

厚生大臣 一松定吉

賞勲局總裁 瀬古保次 殿

申牒

福井県知事ヨリ寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

人第一九〇號

昭和二十二年五月十二日

福井縣知事 小幡治和

厚生大臣河合良成 殿

寄附者行賞について

別表の通寄附がありましたから相當御賞與になりますよう上申致します。

海軍

昭和二十二年十月八日

厚生大臣 一松定吉

賞勲局總裁 [illegible] 殿

寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

人第一九〇號

昭和二十二年五月十二日

福井縣知事　小幡治和

厚生大臣河合良成殿

寄附者行賞について

別表の通寄附があつたから相當御賞與になるよう上申致します。

寄附取調表

福井縣

氏名又ハ團体名	福井貿易株式会社
(一)位勲功爵	
(四)現住所又ハ團体所在地	福井市佐佐枝上町四八
賞與の別	
寄附金員又ハ物件	参萬圓
價格	円
單價	円
寄附目的	財團法人恩賜同胞援護会福井縣支部事業資金として
寄附年月日	昭和二二年一月二十五日
備考	

寄附金申込書

一金参萬圓也

但し右を貴會事業基金中に御受入希望

右寄附致しますから御受領下さい

昭和二十二年一月十八日

本籍　福井市宝保枝上町四〇

現住所　右

福井貿易株式會社（事務取締役山成乳吐）

恩賜財團同胞援護會福井縣支部長殿

右謄本は原本と相違なきことを證明す

昭和廿貳年四月拾八日

恩賜財團同胞援護會福井縣支部長　小橋治[illegible]

第　號

證

一金参萬圓也

但し寄附金

右正に領收候也

昭和二十三年　一月二十二日

福井貿易株式會社
專務取締役　山藏孔雄様

右謄本は原本と相違なきことを證明す

昭和二十三年四月十八日

朝鮮同胞援護會福井縣支部長　小幡

福井貿易株式會社定款

第一章　總則

第一條　當會社ハ福井貿易株式會社ト稱ス

第二條　當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、輸出織物貿易業

二、右ニ附帶スル一切ノ事業

但シ官廳ノ許可ヲ要スル事項ハ省ク

第三條　當會社ノ本店ハ福井市佐佳枝上町四拾八番地ノ壹ニ置キ必要ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第四條　當會社ノ公告ハ本店店頭ニ掲載ス

第二章　資本金及株式

第五條　當會社ノ資本總額ハ金拾九萬五千圓也トス

第六條　當會社ノ株式總數ハ三千九百株ニ分チ一株ノ金額ヲ五拾

圓トス

第七條　當會社ノ株式第一回ノ拂込ハ一株ニ付金拾貳圓五拾錢拂込ムモノトス株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ニ對シ當會社ハ拂込期日ノ翌日ヨリ完濟マテ百圓ニ付一日金四錢ノ遲延損害金ヲ徴收スルコトヲ得

第八條　當會社ノ株券ハ總テ記名式トシ拾株券、百株券ノ貳種トス

第九條　株主及株主ノ法定代理人ハ住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ屆出ツヘシ其變更アリタルトキ又同シ

第十條　當會社ノ株式ハ役員會ノ承認ヲ經ルニ非サレハ讓渡スルコトヲ得ス　株券ノ裏書讓渡ハ之ヲ禁止ス

第十一條　株券ノ名義書換新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ方式ノ書面ニ證據書類ヲ添ヘ請求スヘシ
前項ノ場合ハ株券一通ニ付金五拾錢ノ手數料ヲ當會社ニ支拂フヘシ

第十二條　株主權行使又ハ前條ノ場合ハ第九條ノ印章ヲ用フヘシ

第十三條　當會社ハ毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ニ至ルマテ公告ヲ用ヒス株式名義書換ヲ停止スルコトヲ得
臨時株主總會招集ノ通知ヲ發シタル場合モ又同シ

第三章　會議

第十四條　株主總會ハ定時及臨時ノ貳種トシ定時總會ハ毎年二月之ヲ開催シ臨時總會ハ必要ニ應シ隨時之ヲ招集ス

第十五條　株主總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ申合ニヨリ他ノ出席取締役之ニ當ルコトヲ得

第十六條　株主總會ニ於ケル株式ノ議決權ハ一株ニ付一個トス
株金ノ拂込ヲ怠リ株式失效ノ公告ヲ受ケタル株主ハ其拂込完了スル迄ノ間ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得

第十七條　株主ハ當會社株主ヲ代理人トシテ議決權ヲ行使スルコトヲ得

国立公文書館
National Archives of Japan

第十八條　株主總會ノ議事ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十九條　株主總會議事錄ニハ議事ノ要領結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役記名捺印ス

第四章　役員

第廿條　當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

一、取締役　四名以内

二、監査役　二名以内

第廿一條　取締役監査役ハ株主總會ニ於テ百株以上ノ株主中ヨリ之ヲ選任ス

前項ノ株式ハ取締役退任後ト雖モ商法第二百八十三條第一項一項ノ承認ヲ經タル後ニ非ザレバ還付セキルモノトス

第廿三條　取締役及監査役ノ任期ハ各々二ケ年トス但任期滿了了ルモ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會ノ終結マデ其任期ヲ伸長スルモノトス

第廿四條　取締役ハ互選ヲ以テ社長專務取締役若干名常務取締役若干名ヲ定ムルコトヲ得

第廿五條　社長ハ當會社ヲ代表シ社務ヲ總理ス專務取締役ハ社長ヲ輔佐シ社長事故アルトキ代理ス

常務取締役ハ常務ヲ執行ス

第廿六條　監査役ハ互選ヲ以テ常任監査役ヲ定ムルコトヲ得

第廿七條　當會社ハ役員會ノ承認ヲ經テ顧問相談役ヲ推薦スルコトヲ得

第廿八條　取締役監査役ハ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選擧ヲ行ヒ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス但役員ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ員數ヲ缺カス業務ニ支障ナキトキハ補缺選擧ヲ行ハサルコトヲ得

第廿九條　取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章　事業

第卅條　當會社ニハ支配人其他必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第卅一條　當會社ハ事業ノ執行方法並給與ニ關シ別ニ事業規程ヲ定ムルコトヲ得

第六章　計算

第卅二條　當會社ハ毎年一月末日ヲ以テ決算ス

第卅三條　當會社ハ毎年度總益金ヨリ總損金ヲ控除シ更ニ償却金ヲ差引キタル殘額ヲ利益金トシ左ノ通リ處分ス

一、法定積立金　百分ノ五以上
一、納税積立金　若干
一、別途積立金　若干
一、従業員退職手當積立金　若干
一、役員賞與金　若干
一、株主配當金　若干
一、後期繰越金　若干

第卅四條　株主配當金ハ毎決算期末株主名簿現在ノ株主ニ支拂スルモノトス

第卅五條　前條ノ支拂通知ヲ發シタル後二ケ年ヲ經過スルモ其支拂請求ナキトキハ配當金ヲ受クル權利ヲ喪失ス

第七章　附則

第卅六條　本定款ニ規定ナキ事項ハ總テ商法其他ノ法令ニ據ル

右定款ヲ作成シ發起人ハ左ニ引受株數住所ヲ記載シ署名捺印ス

昭和二十一年十月十五日

国立公文書館
National Archives of Japan

引受株數	住所	氏名
壹千株	福井市氷川町七十八番地	上田等
壹千八百株	石川縣江沼郡山代町字山代 十六ノ三番地ノ一	山城禮璇
貳百株	福井市湊中町二十七番地	田中正策
貳百株	福井市吉野中町九十番地	伊藤杉次郎
貳百株	福井縣吉田郡西藤島村郡 第十八號二十六番地	中田寛
貳百株	福井縣吉田郡上志比村淸水	山田市太郎

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣 森戸辰男

賞勲局総裁 瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

文部省
22.9.12
30

人秘第八八號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽　根　盛　一

文部大臣　高　橋　誠一郎　殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

国立公文書館
National Archives of Japan

寄附取調表

富山縣

項目	記載
寄附受領年月日	昭和廿一年九月二十日
寄附目的	富山薬学専門学校戦災復興資金[illegible]として
寄附金員又ハ物件	金 [illegible] 七〇000円00
價格	
單價	円
(一)位勳功爵	
(二)現住所又ハ團體所在地	(一) (二)富山市奥田 五
處刑ノ有無	
氏名又ハ團體名	中井英治 外弐拾五名
備考	

寄附申込書

一金七萬圓也

貴校戰災復興に要する資金として右金額寄附致度此段申込候也

昭和二二年九月十三日

富山市奥田五番地
富山藥學專門學校第二學年有志代表
中井英治
外三十五名

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右領受候也

昭和二三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

寄附取扱調表

富山縣

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十二年九月十日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金
寄附金員又ハ物件	金七〇,〇〇〇.〇〇圓
價格	
單價	
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團體所在地	(一) (二)富山市奥田五
氏名又ハ團體名	中井英治 外三十五名
褒賞ノ有無	
備考	

領收書

一金七萬圓也　本校戰災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二三年九月二十日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門　㊞

中井英治
外二十五名　殿

右謄本候也

昭和二五年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門　㊞

[illegible]

昭和二十二年十二月二十五日

文部大臣　森戸辰男

賞勲局総裁　瀬古保次殿

申　　牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

文部省
昭22.9.12
秘31

人協第八九號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎　殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

寄附取調表　富山縣

寄附受領年月日	昭和二十一年十一月一日
寄附目的	富山薬学専門学校戦災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金　¥70000 00
價格	円
單價	円
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團體所在地	(一) (二)富山市砂町　一二
氏名又ハ團體名	第一薬品工業株式會社
處刑ノ有無	
備考	

及具申候也

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段

寄附者行賞方ノ件

文部大臣　高橋誠一郎殿

富山縣知事　舘　哲二

昭和二十二年三月二十日

人發第八九號

文部省 22.9.12

寄附申込書

一金七萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段申込候也

昭和二十二年十月二十六日

富山市砂町一二番地
第一薬品工業株式會社

富山薬學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山薬學專門學校長横田嘉右衛門

寄附収納表

年月日 寄附受領	昭和二十二年十一月一日
寄附目的	富山薬学専門学校戦災復旧資金
物件又ハ寄附金額	金 70000 00 圓
價格	
單價	
(一) 位階勲功爵 (二) 現住所又ハ團體所在地	(一) (二) 富山市砂町 一二
有無ノ別	
團體名又ハ氏名	株式會社第一藥品工業
備考	

領収書

一金七萬圓也　本校戦災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領収候也

昭和二十一年十一月一日

富山薬学専門学校長　横田嘉右衛門　㊞

第一薬品工業株式会社殿

右謄本候也

昭和二十一年三月十五日

富山薬學專門學校長横田嘉右衛門

[illegible]秘公第　号

昭和二十三年十二月二十三日

文部大臣森戸辰男

賞勲局総裁瀬古保次殿

申牒

富山県知事から別紙の通り上申があつたので相当行賞方御詮議願いたい

文部省
22.9.12
秘 32

人協第九〇號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽　根　盛　一

文部大臣　高　橋　誠一郎　殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

富山縣知事

寄附取調表　富山縣

項目	記載
寄附受領年月日	昭和二十一年十月二十日
寄附目的	富山藥学専門学校戦災復興資金
寄附金員又ハ物件	金　五〇〇〇〇 00
價格	円
單價	円
(一)位勳功爵	
(二)現住所又ハ團體所在地	東京都日本橋區小舟町二丁目三
氏名又ハ團體名	山之内製藥株式會社
處刑ノ有無	
備考	

人發第九〇號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　舘　哲　二

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附許可方ノ件

別紙寄附取調表ノ通リ寄附受領ニ付相當御許可相成度候

厚生事務官

寄附申込書

一金五萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十二年十一月二十五日

東京都日本橋區小舟町二丁目三番地
山之内製薬株式會社

富山薬學専門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山薬學専門學校長横田嘉右衛門 （印）

領收書

一金五萬圓也　本校戰災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二十一年十一月三十日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門 ㊞

山之内製薬株式會社　殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

宮秘[illegible]號

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣　森戸辰男

賞勲局總裁　瀨古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人

文部省
昭22.9.12
官秘33

人秘第九一號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

富山縣知事印

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

及具申候也
別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段

寄附者行賞方ノ件

文部大臣　高橋誠一郎殿

富山縣知事　[illegible]根盛一

昭和二十二年三月二十日
人秘第九一號

寄附取調表　富山縣

寄附受領年月日	昭和二十一年十二月九日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金壹
價格	五〇〇〇〇円〇〇
單價	円
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團體所在地	(一) (二)富山市梅澤町二二〇
氏名又ハ團體名	株式會社廣貫堂
處刑ノ有無	
備考	

寄附申込書

一金五萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段申込候也

昭和二十一年十二月十三日

富山市梅澤町二一〇番地
株式會社 廣貫堂

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

寄附収受調書

寄附受領年月日	昭和二十一年十二月十三日
寄附目的	富山薬学専門学校戦災復興資金
寄附金額又ハ物件ノ價格	金 50,000 00 円
寄附者 (一)位勲功爵	
(二)現住所又ハ團體所在地	富山市梅澤町二一〇
氏名又ハ團體名	株式會社廣貫堂
有無ノ別処	
備考	

領収書

一金五萬圓也　本校戦災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領収候也

昭和二十一年十二月十九日

富山薬學專門學校長　横田嘉右衛門　㊞

株式會社　廣貫堂　殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

官秘第[illegible]號

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣　森戸辰男

賞勲局總裁　瀨古保次殿

申　牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人指第一〇〇號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

寄附取調表 富山縣

寄附受領年月日	昭和二十二年三月十日
寄附目的	富山藥學専門學校戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金員 五〇〇〇〇〇円
價格	
單價	
(一)位勳功爵	
(二)現住所又ハ團體所在地	(一)
	(二) 富山市荒川二五〇
氏名又ハ團體名	第一藥品株式會社
處刑ノ有無	
備考	

文部省 22.9.12

人甲第一〇〇號

昭和二十二年[illegible]日

富山縣知事 杉 [illegible] 盛 一

文部大臣 高橋誠一郎 殿

寄附者行賞方ノ件

別紙寄附取調表ノ通リ寄附ノ事實ニ付相當賞與相成度此段及具申候也

寄附申込書

一金五萬圓也

貴校戰災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十三年三月二日

富山市荒川二五〇番地
第一薬品株式會社

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

寄附収入調書

寄附受領年月日	昭和二十三年三月十日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金
寄附金員又ハ物件	金員 五0,000円
價格	
單價	
寄附者 (一)住所又ハ營業所所在地	富山市荒川二五〇
寄附者 (二)氏名又ハ名稱	第一薬品株式會社
條件ノ有無	
備考	

領收書

一金五萬圓也　本校戦災復興[illegible]金

右御寄附相成難有正ニ領收候也

昭和二十二年三月十日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門　㊞

第一薬品株式會社　殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

[印]

宮秘[illegible]號

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣森戸辰男

賞勳局總裁瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人秘第九八號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事 羽根盛一

文部大臣 高橋誠一郎 殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

22.9.12 宮秘40

[illegible]又[illegible]中[illegible]也

[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]ニ付[illegible]成

寄附[illegible]行[illegible]方ノ件

文部大臣 高橋誠一郎殿

富山[illegible]校長 [illegible]一

昭和二十二年三月二十日

人[illegible]九八[illegible]

寄附調表　富山縣

寄附受領年月日	昭和二十二年三月十日
寄附目的	富山藥學専門學校戰災復興資金[illegible]として
寄附金員又ハ物件	金員 五〇〇〇〇〇〇円
價格	円
單價	円
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團體所在地	(一)
	(二) 富山市舘出一
氏名又ハ團體名	金剛化學工業株式會社
處刑ノ有無	
備考	

寄附申込書

一金五萬圓也

貴校戰災復興に要する資金として右金額寄附致度此段申込候也

昭和二十三年三月二日

富山市館出一番地
金剛化學工業株式會社

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長 横田嘉右衛門

寄附收納表 富山縣

寄附受領年月日	昭和二十三年三月十日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金として
寄附金額又ハ物件	金
價格	円 50000
評價	円
(一) 位勳功爵 (二) 現住所又ハ團體所在地	(一) (二) 富山市館出一
有無ノ期限	
團體名 氏名又ハ	金剛化學工業株式會社
備考	

領収書

一金　五萬圓也　　本校戦災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領収候也

昭和二二年三月十日

富山藥學専門學校長　横田嘉右衛門　㊞

金剛化學工業株式會社殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學専門學校長横田嘉右衛門

官秘三[illegible]號

昭和二十二年十二月二十五日

文部大臣森戸辰男

賞勲局總裁瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人秘第九二號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

寄附收調表

富山縣

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十一年十二月二十二日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金貳〇〇〇〇〇圓
價格	円
單價	円
(一)位勳功爵	
(二)現住所又ハ團體所在地	富山市荒川二五〇
氏名又ハ團體名	帝國化成株式會社
處刑ノ有無	
備考	

寄附申込書

一金　貳萬五千圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二二年十二月十八日

富山市荒川二五〇番地
帝國化成株式會社

富山薬學専門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二三年三月十五日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門

領收書

一金貳萬五千圓也　本校戦災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二十年十二月二十日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門　印

帝國化成株式會社　殿

右謄本候也

昭和二十一年三月十五日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門

官秘二九號

昭和二十二年十二月二十四日

文部大臣森戸辰男

賞勲局総裁瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人秘第八七號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

寄附取調表

富山縣

寄附受領年月日	昭和二十一年九月二日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金 [illegible] 壹〇〇〇〇 円 00
價格	
單價	円
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團體所在地	(一) (二) 富山縣中新川郡上市町三五
氏名又ハ團體名	東亞製藥株式會社
處刑ノ有無	
備考	

寄附申込書

一金壹萬圓也

貴校戰災復興に要する資金として右金額寄附致度此段申込候也

昭和二十一年八月二十八日

富山縣中新川郡上市町三五番地
東亜製薬株式會社

富山薬學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山薬學專門學校長横田嘉右衛門

領收書

一金壹萬圓也　本校戦災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二三年九月二日

富山薬學専門學校長　横田嘉右衛門　(印)

東亜製薬株式會社殿

右謄本候也

昭和二三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

宗秘第[illegible]號

昭和二十二年十二月二十五日

文部大臣　森戸辰男

賞勲局総裁　瀨古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人秘第九三號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎　殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

寄附取調表　富山縣

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十一年十二月二十日
寄附目的	富山藥學專門學校戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金 圓
價格	壹、〇〇〇〇〇 円
單價	円
(一) 位勲功爵	(一)
(二) 現住所又ハ團體所在地	(二) 大阪市西區立賣堀南通一ノ七
氏名又ハ團體名	帝國化學産業株式會社
處刑ノ有無	
備考	

及具申候也

別紙取調表ノ通リ寄附收受ニ付相當御賞與相成度此段

寄附者行賞方ノ件

文部大臣　高橋誠一郎　殿

富山縣知事　館　哲　二

昭和二十二年三月二十日

人發第九三號

寄附申込書

一金 壹萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十二年十二月二十日

大阪市西区立賣堀南通一ノ七
帝國化學産業株式會社

富山薬學専門學校長 横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山薬學専門學校長 横田嘉右衛門 [印]

領収書

一金壹萬圓也　本校戰災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二十一年十二月二十四日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門　㊞

帝國化學產業株式會社　殿

右謄写候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

富秘[illegible]号

昭和二十二年十二月二十五日

文部大臣 森戸辰男

賞勳局總裁 瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

文部省
22.9.12
官秘36

人福第九四號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

富山縣知事之印

寄附取調表

富山縣

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十一年十二月二十四日
寄附目的	富山藥學專門学校戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金 壹〇〇〇〇〇円00
價格	
單價	
(一)位勲功爵氏名又ハ團體名	帝國化学産業株式會社在職富山藥學專門学校卒業生一同
(二)現住所又ハ團體所在地	大阪市西區立賣堀南通一ノ七
處刑ノ有無	
備考	

及申請候也

別紙寄附調書ノ通リ寄附申出候ニ付相當賞與相成度此段

寄附者行賞方ノ件

文部大臣 高橋誠一郎殿

富山縣知事 石井政一

昭和二十二年三月二十日

人發第九四號

寄附申込書

一金壹萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十一年十二月十八日

大阪市西区立売堀南通一ノ七
帝國化學産業株式會社在職富山薬學専門學校
卒業生代表
中島和雄

富山薬學専門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山薬學専門學校長 横田嘉右衛門

寄附取扱簿

寄附受領年月日	昭和二十一年十二月二十四日
寄附目的	富山薬學専門學校戦災復興資金
寄附金額又ハ物件	金壹萬圓
價格	10000 00
評價	
(一) 現住所又ハ團體所在地	
(二)	大阪市西区立売堀南通一ノ七
氏名又ハ團體名	帝國化學産業株式會社在職富山薬學専門學校卒業生一同
條件ノ有無	
備考	

領收書

一金壹萬圓也　本校戰災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二十一年十二月二十四日

富山藥學專門學校長　横田嘉右衛門　㊞

中島和雄殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣森戸辰男

賞勲局総裁瀬古保次殿

申牒

富山県知事から別紙の通り上申があつたので相当行賞方御詮議願いたい

文部省
22.9.12
官秘37

人秘第九五號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事 羽根盛一

文部大臣 高橋誠一郎 殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

富山縣知事之印

国立公文書館
National Archives of Japan

寄附取調表　富山縣

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十一年十二月二十六日
寄附目的	富山薬学専門学校戦災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金
價格	壹〇〇〇〇円 〇〇
單價	
(一)位勳功爵 (二)現住所又ハ團體所在地	(一) (二)富山縣中新川郡滑川町中町一、四四七
氏名又ハ團體名	中新薬業株式會社
處刑ノ有無	
備考	

文部省 22.3.28 第37號

人發第九五號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事 羽根盛一

文部大臣 高橋誠一郎 殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

寄附申込書

一金壹萬圓也

貴校戰災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十三年十二月二十日

富山縣中新川郡滑川町中町一、四四七番地
中新薬業株式會社

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二三年三　十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

領收書

一金 壹萬圓也　本校戰災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二十年十二月二十六日

富山藥學專門學校長 横田嘉右衛門 ㊞

中新薬業株式會社 殿

右謄本候也

昭和二十二年三月十五日

富山藥學專門學校長 横田嘉右衛門

官秘第八號

昭和二十二年十二月二十五日

文部大臣　森戸辰男

賞勳局總裁　瀨古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

文部省
22.9.12
秘38

人秘第九六號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎　殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當物賞與相成度此
段及具申候也

寄附取調表　富山縣

寄附受領年月日	寄附目的	寄附金員又ハ物件	價格	單價
昭和二十一年二月四日	富山藥學専門學校戦災復興資金として	金圓	壹〇〇〇〇〇〇 円	円

氏名又ハ團體名	(一) 位勲功爵 (二) 現住所又ハ團體所在地	(一)	(二)	處刑ノ有無
荒川林産化學工業株式會社			大阪市東區平野町一丁目三	

備考

人秘発九六號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　舘哲二

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段及具申候也

寄附申込書

一金壹萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十三年二月一日

大阪市東区平野町一丁目三[redacted]番地
荒川林産化學工業株式會社

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

領収書

一金壹萬圓也　本校戦災復興ニ要スル資金

右御寄附相成難有正ニ領収候也

昭和二十三年二月四日

富山薬學専門學校長　横田嘉右衛門　㊞

荒川林産化學工業株式會社　殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

賞秘三八號

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣森戸辰男

賞勲局総裁瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議、願いたい

文部省
22.9.12

人秘第九七號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此
段及具申候也

人[illegible]第九十七號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事 舘哲二

文部大臣 高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附受領候ニ付相當御賞與相成度此
段及申請候也

寄附取調表

富山縣

氏名又ハ團體名	國民製薬株式會社
(一)位勳功爵	(一)
(二)現住所又ハ團體所在地	(二) 富山市大泉七二一四
處刑ノ有無	
寄附受領年月日	昭和二十二年三月六日
寄附目的	富山藥學専門学校戰災復興資金
寄附金員又ハ物件	金 壹〇〇〇〇〇圓
價格	円
單價	円
備考	

寄附申込書

一金　壹萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段

申込候也

昭和二十三年三月一日

富山市大泉七二四番地

國民製薬株式會社

富山薬學専門學校長横田嘉右衛門殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山薬學専門學校長横田嘉右衛門

寄附取扱表

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十三年三月一日
寄附目的	富山薬學専門學校戦災復興資金
寄附物件又ハ寄附金員	金
價格	10,000円
換算	
(一) 現住所又ハ團體所在地 (二) 位置	富山市大泉七二四
團體名又ハ氏名	國民製薬株式會社
無有ノ別	
備考	

領収書

一金壹萬圓也　本校戦災復興に要する資金

右御寄附相成難有正に領収候也

昭和二三年三月六日

富山薬学専門学校長　横田嘉右衛門　㊞

國民製薬株式會社殿

右謄本候也

昭和二三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

官秘[illegible]號

昭和二十二年十二月二十七日

文部大臣　森戸辰男

賞勲局総裁　瀬古保次殿

申牒

富山縣知事から別紙の通り上申があつたので相當行賞方御詮議願いたい

人秘第九九號

昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　羽根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段

及具申候也

寄附者行賞方ノ件

別紙取調表ノ通リ寄附致候ニ付相當御賞與相成度此段
及具申候也

人[illegible]第九九號
昭和二十二年三月二十日

富山縣知事　利根盛一

文部大臣　高橋誠一郎殿

寄附取調表

富山縣

項目	内容
寄附受領年月日	昭和二十二年三月十[illegible]日
寄附目的	富山薬学専門学校戦災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金額
價格	壹〇八〇〇〇円
單價	
(一)位勲功爵 / 氏名又ハ團體名	殖産化学株式會社
(二)現住所又ハ團體所在地	(一)
	(二) 富山縣中新川郡滑川町寺家
處刑ノ有無	
備考	

寄附申込書

一金壹萬圓也

貴校戦災復興に要する資金として右金額寄附致度此段
申込候也

昭和二十三年三月三日

富山縣中新川郡滑川町寺家
殖産化學株式會社

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門殿

右領收候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

領収書

本校戦災復興に要する資金

一金 壹萬圓也

右御寄附相成難有正に領收候也

昭和二十三年三月十日

富山藥學專門學校長 横田嘉右衛門 (印)

殖產化學株式會社 殿

右謄本候也

昭和二十三年三月十五日

富山藥學專門學校長横田嘉右衛門

褒第七號

昭和二十三年一月十二日

厚生大臣　一松定吉

賞勲局總裁　瀬古保次　殿

申牒

長野縣知事ヨリ寄附者行賞ノ件

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相成度

成度

別紙ノ通上申ニ付相當行賞方御詮議相

長野縣知事ヨリ寄附者行賞ノ件

中

課

賞勳局總裁 潮 吉 保次 殿

厚生大臣 一 松 定 吉

昭和二十二年二月十二日

發第 七 號

一人第一一八號

昭和二十一年二月二十日

長野縣知事

厚生大臣殿

寄附者行賞ノ儀具申

別表ノ通寄附致候條相當行賞ノ御詮議相成度此段及具

申候也

寄附取調表　長野縣

項目	記載
寄附受領年月日	昭和二〇　四　三〇
寄附目的	長野縣上水内郡神郷村戰災復興資金として
寄附金員又ハ物件	金　員
價格	一〇、〇〇〇〇〇〇圓
單價	圓
(一)位勳功爵	(一)
(二)現住所又ハ團体所在地	(二)長野縣上水内郡神郷村大字豊野千九百十八
處刑ノ有無	
氏名又ハ團体名	昭和高壓工業株式會社
備考	

長野縣

寄附採納願

一金壹萬圓也

前記ノ金額今般神郷村戦災復興資金トシテ寄附致シ度右御採納相成度此段及願上候也

昭和二十年四月一日

現住所ノ長野県上水内郡神郷村大字豊野千五百十八番地

昭和高壓工業株式会社

取締役社長東濱一衛

神郷村長井上弥一殿

右謄本也

昭和二十三年九月丗日

上水内郡神郷村長 井上弥一

寄附採納決議書

一金壹萬圓也

但シ神郷村戦災復興資金トシテ

現住所上水内郡神郷村大字豊野千五百十八番地

寄附人

昭和高壓工業株式会社

取締役社長 東瀧一衛

前記ノ通リ寄附願出ニヨリ之ヲ採納スルモノトス

昭和二十三年九月二十七日

上水内郡神郷村長井上弥一

右謄本也

昭和二十年九月廿日

上水内郡神郷村長井上弥一

九生特洋

領收証

一金壹萬圓也

但シ神郷村戰災復興ノ資金トシテ

右領收候也

昭和二十年九月廿日

上水内郡神郷村收入役矢島清隆

昭和高壓工業株式會社

取締役社長東藤五郎殿

右謄本也

神郷村役場

昭和二十年九月五日

上水内郡神郷村長井上孫一

長野一六昭和

定款

昭和高壓工業株式會社

国立公文書館
National Archives of Japan

第壹章 總則

第壹條 當會社ハ昭和高壓工業株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 高壓瓦斯容器ノ製造販賣

二 熔解アセチレン瓦斯ノ製造充塡並ニ販賣

三 鋼管及ビ銅鋼鐵類ノ販賣

四 右ニ附帶スル一切ノ業務

第參條 當會社ノ資本金ハ之ヲ壹百四拾萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ東京都江戸川區ニ置キ必要ニ應シ支店又ハ出張所ヲ便宜ノ地ニ置クコトアルヘシ

第五條 當會社ハ存立期間ヲ設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス

第六條 當會社ノ公告ハ東京都ニ於テ發行スル日本産業經濟新聞ニ掲載ス

第貳章 株式

第七條　當會社ノ株式ハ貳萬八千株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス
但シ株券ハ壹株券、拾株券、五拾株券、百株券、ノ四種トシ之ヲ記名式トス

第八條　當會社ノ株金ハ第壹回拂込壹株金貳拾五圓トシ第貳回以後ハ必要ニ應シ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　株式引受人若シクハ株主カ其拂込ヲ怠リタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ金百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ支拂ハシメ且ツ延滯ノタメ生シタル損害ヲ賠償セシメルコトアルヘシ

第拾條　當會社ノ株式ハ社長ノ承認ヲ得スシテ賣買讓渡スルコトヲ得ス

第拾壹條　株式ヲ賣買讓與又ハ相續其他法律上ノ手續ニヨリ取得シタルモノハ會社所定ノ手續書式ニ準據シ名義ノ變更ヲ會社ニ請求シ株券裏面ニ會社取締役ノ證印ヲ受クヘシ

第拾貳條　株券ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ會社カ適當ト認ムル證明又ハ貳人以上ノ證人連署ノ證書ヲ提出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
但シ亡失ノ場合ハ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ參拾日ヲ經過スルモ他ニ故障ナキトキハ新株券ヲ交付スヘシ本條ノ場合ニ於テハ株券壹枚ニ付金參拾錢ヲ徴收ス

第拾參條　株主又ハ其法定代理人ハ現住所氏名及印鑑署名ヲ會社ニ提出スヘシ之レヲ變更シタルトキモ亦同シ
住所カ外國ニ在ルトキハ日本國内ニ於テ通知ヲ受クヘキ假住所又ハ代理人ヲ定メテ當會社ニ屆出スヘシ

第拾四條　株式名義書換ハ定時株主總會又ハ臨時株主總會ノ終了前參拾日ヲ超エサル期間之ヲ停止ス

第參章　株主總會

第拾五條　株主總會ハ定時ト臨時ノ貳種トシ定時總會ハ每年決算期經過後貳ケ月以內ニ之ヲ招集シ臨時株主總會ハ必要ノ場合ニ之ヲ招集ス

第拾六條　株主總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長差支アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第拾七條　總會ハ招集者ヨリ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第拾八條　總會ノ決議ハ出席株主決議權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

但シ議長ハ自己議決權ヲ行使スルヲ妨ケス

第拾九條　議決權ハ壹株ニ付壹個トス

第貳拾條　株主總會ニ出席セサル株主ハ代理人ヲシテ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得

但シ其代理人ハ法定代理人ノ外ハ當會社ノ株主ニ限コトヲ得

第貳拾貳條　議事錄ハ議長及出席取締役監査役署名スルモノトス

第四章　役員

第貳拾參條　取締役ハ六名以內トシ壹百株以上ノ株主ヨリ選擧シ監査役ハ貳名以內トシ百株以上ノ株主ヨリ之ヲ選擧ス

第貳拾四條　取締役ノ任期ハ參箇年トシ監査役ノ任期ハ貳箇年トス

但シ再選ヲ妨ケス

第貳拾五條　取締役監査役ノ任期ノ終期カ其期ノ定時總會ノ終了前ニ滿了スルトキハ其定時總會ノ終了ニ至ル迄其任期ヲ延期ス

第貳拾六條　取締役監査役ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定人員ヲ缺カサルトキハ次ノ株主總會又ハ改選期迄補缺選

擧ノ補缺ヲ爲スコトヲ得

第貳拾七條　補缺者ハ前任者ノ殘期トス

第貳拾八條　取締役ハ各自所有ノ當會社株式壹百株ヲ監査役ニ供託スヘシ
監査役ハ之ヲ會社ニ保管ス

第貳拾九條　取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名ヲ置キ尚専務取締役壹名ヲ置ク時宜ニヨリ常務取締役各壹名ヲ置クコトヲ得

第參拾條　社長専務取締役或ニ常務取締役ハ當會社ヲ代表シ株主總會及取締役會ノ決議ニ基キ業務執行ス

第參拾壹條　會社ノ重要ナル事項ハ取締役會ニ於テ議決ス監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳ルコトヲ得
但シ可否ノ數ニハ加ハルコトヲ得ス

第參拾貳條　取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第參拾參條　當會社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ囑

第參拾四條　當會社ノ決算ハ毎年五月末日ヲ以テ之ヲ爲ス

第參拾五條　當會社ハ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ割合ニヨリ處分ス
一　法定積立金　利益金ノ百分ノ五以上
一　別途積立金　若干
一　従業員退職積立金　若干
一　株主配當金　若干
一　後期繰越金　若干
但シ株主總會ノ決議ヲ以テ他ノ處分ヲ爲スコトヲ妨ケス

第參拾六條　株式配當金ハ毎計算期末現在ノ株主ニ配當ス

第參拾七條　株主配當金支拂ノ通知ヲ受ケタル後滿參個年ヲ經過シ尚其支拂ヲ求メサルモノハ當會社ノ收得ニ歸ス

褒第四一七号

昭和二十三年一月二十一日

厚生大臣　一松定吉

賞勲局総裁　瀬古保次殿

申牒

東京都知事より寄附者行賞の件について、別紙のように上申があつたので相當行賞方の御詮議をお願いする

褒第四一七号

昭和二十三年一月二十一日

厚生大臣 一松定吉

賞勲局総裁 瀬古保次 殿

申牒

味の素株 より寄附者行賞の件について、

別紙のとおり上申がありましたので相當行賞方の御詮議されたく

願います。

文總人秘發五九號

昭和二十三年一月十七日

東京都知事 安井誠一郎

厚生大臣 一松定吉殿

寄附者表彰について上申

左記の團体から寄附があったので、相當表彰方上申致します。

記

味の素株式會社

厚生省 褒第417 23. 1. 20

日本標準規格 B5 (182×257mm)

寄附取調表

東京都

寄附受領年月日	昭和二十一年九月二十日
寄附目的	恩賜財團同胞援護會援護資金[redacted]として
寄附金員又ハ物件	金員
價格	參〇、〇〇〇・・・
單價	
位勳功爵本籍又ハ所在地	東京都中央區寶町二ノ十一
氏名又ハ團體名	味乃素株式會社
現住所	
處刑ノ有無	
備考	

寄附取扱表　東京都

寄附受領年月日	寄附目的	寄附金又ハ物件	價格	數量	住所又ハ事務所所在地	氏名又ハ團體名	現住所	處刑ノ有無	備考
昭和二十一年九月二十日	恩賜財團同胞援護會資金 b-1 [redacted]	金員	參〇〇〇〇・・		東京都中央區寳町二ノ十一	味乃素株式會社			

寄附申込書

一金　參萬圓也

但　同胞援護會資金

右寄附申込候也

昭和二十一年九月二十日

御住所　東京都京橋區寶町二ノ十一

芳名　味乃素株式會社

恩賜財團同胞援護會　會長　殿

右原本と相違ないことを證明する

昭和二十二年十二月一日

恩賜財團同胞援護會會計課長　宮澤政行

財團法人同胞援護會會計課長 宮澤政行

昭和二十二年十二月一日

右寄附金正ニ受領いたしました

寄附申込書

財團法人同胞援護會 會長 殿

氏名 味乃素株式會社

住所 東京都京橋區寶町二ノ十一

昭和二十一年九月二十日

右寄附申込候也

昭和二十一年九月二十日 同胞援護會寄附金

一金 参萬圓也 但 同胞援護寄附金

東京都中央區寶町二ノ十一 味乃素株式會社

領收證

一金 参萬圓也

但 同胞援護寄附金

右正ニ領收候也

昭和二十一年九月二十日

恩賜財團 同胞援護會

理事長 徳川圀順

味乃素株式會社 殿

右寄附金正に受領致しました

昭和二十二年十二月一日

恩賜財團同胞援護會會計課長 宮澤政行